平成２４年（フ）第４２号
群馬県桐生市新里町新川甲1402番地
債務者　永田　武夫
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第５６号
群馬県桐生市宮本町２丁目９番17号　カーサモリグチⅡＡ号室、住民票上の住所群馬県桐生市東２丁目３番44号
債務者　松井　　豊
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第５８号
千葉県いすみ市万木83番地４
債務者　鈴木　庸男
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
千葉県いすみ市万木83番地４
債務者　鈴木　和子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第６２号
千葉県茂原市東部台１丁目16番地３　エスポワールブーロー103号室
債務者　鈴木美千代
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第６５号
千葉県茂原市高師58番地１　タウン茂原Ｂ棟２号室
債務者　山本　孝二
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第９６号
富山県高岡市丸の内４番33号
債務者　水上　明江
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第９７号
富山県高岡市丸の内４番１号
債務者　水上智恵子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１５９号
岐阜県各務原市那加前野町１丁目33番地
債務者　松岡　義樹
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２４５号
岐阜市木田１丁目229番地１　ハイツ岐北206号室
債務者　北原　政子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２５６号
岐阜市鏡島1487番地１　服部借屋２
債務者　市丸百合子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２５８号
岐阜市茜部菱野１丁目65番地１　シャンポール河八603号室
債務者　石山　正人
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２６１号
岐阜県各務原市蘇原村雨町３丁目34番地１　ナビハイツ六軒403号
債務者　呉林慶姫こと　呉　　慶姫
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２６７号
岐阜県本巣市文殊57番地36
債務者　松尾　直樹
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１１９７号
名古屋市港区木場町９番地の24　真栄マンション木場町Ｂ棟905号
債務者　安井　　清
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４６号
三重県鈴鹿市磯山４丁目２番30号
債務者　田實　玉子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１７３号
三重県四日市市小杉新町77番地１　コーポムツビ105
債務者　松岡　菜緒
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係